

## [事案 2020-217] 就業不能給付金等支払請求

・令和3年10月2日 和解成立

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金および就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

うつ病により、2か月入院した後、2週間在宅療養し、その後、網膜剥離により2週間入院した後、4か月間在宅療養したため、平成27年9月に契約した組立型保険の就業不能保障特約にもとづき、就業不能年金および就業不能給付金の支払いを請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかったが、以下の理由により、給付金等を支払ってほしい。それが認められない場合には、既払込保険料の返還と精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 担当者から、「121日以上療養が必要である。」「(診断書の)一般状態区分3(歩行や身の回りのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの。)以上に○を付けてもらえば必ずもらえる。」と言われて、本特約に加入した。
- (2) 請求時、担当者から、「給付金が出るはずなので(請求書をお持ちします。」「121日以上療養と一般状態区分3に○を付けてもらえれば大丈夫です。」と言われて手続きを行った。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) うつ病に関しては、入院および在宅療養指示の期間は78日間しかない。診断書には「全く就業できない状態」が121日以上継続したと読み取れる記載があるが、入院から84日目には勤務を開始しており、軽労働ができない状況ではなかった。
- (2) 網膜剥離に関しては、入院および在宅療養指示の期間は121日となっているが、網膜剥離の術後について、一般状態区分が121日以上継続することは、医学通念上、通常は想定し難い。また、申立人の勤務状況は不明で、休職証明もなく、仕事に復帰したのかも不明である。退院後に問題がある旨の記載はなく、ADLは入退院時のいずれも問題なく、軽い家事や軽作業が全くできない状態ではなかった。
- (3) 担当者が、申立人の主張するような発言をした事実はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院時の状況等を把握するため、申立人配偶者に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) うつ病に関して、診断書上の入院および在宅療養指示期間は 78 日間と記載されているが、他方で、同診断書には、退院後、約款別表の一般状態区分 3 に該当する期間が 74 日間である旨記載されている。
- (2) また、医師の回答書では、退院後から現在に至るまで、全期間に亘って軽労働が全く出来ない状態にあったと認め、一時的にでも一般状態区分 3 以外の状態に該当した期間はないと回答しており、さらに同医師は「本人は回復したようにふるまっていた時期があったが、軽労働ができる状態にまでは改善していない。」と記述している。
- (3) 以上を踏まえると、うつ病に関して、申立人は、退院後少なくとも 74 日間は、一般状態区分 3 の就業不能状態にあったと推認することが合理的と思われる。